補助金調書

補助金名	外国人創業環境形成事業補助金			担当課（連絡先）	経済観光文化局 創業推進部 グローバルスタートアップ推進担当（TEL 711-4706）
交 付 先	個人	外国人創業者		区分	その他の補助金
交付先決定方法	公募	（公募の場合）公募時期	4月～9月 （時期は年により変動する）		
（公募の場合）応募要件	福岡市において初めて2023年4月1日以降に創業し、「経営・管理」又は「特定活動（起業準備活動）」の在留資格を取得している外国人				
（非公募の場合）非公募の理由	―				
補助開始年度	平成28	年度	経過年数	9	年度
補助金の目的及び補助対象事業	【目的】海外から多くのチャレンジ人材が集まるグローバル創業都市・福岡の実現を図るため、外国人の福岡市内での創業にかかわる事業所及び住居の確保を支援することにより、外国人の創業を促進すること。 【補助対象事業】⑴知的創造型産業、⑵健康・医療・福祉関連産業、⑶環境・エネルギー関連産業、⑷物流関連業、⑸貿易関連業				
補助金の終期	令和6	年度	延長回数	3	回
終期を延長する理由	①平成28年度に当該補助金が始まったことを踏まえると、海外から多くのチャレンジ人材が集まるグローバル創業都市・福岡の実現を図るという事業開始当初の目標は十分に達成されておらず、今後とも継続した取り組みが必要である。 ②外国人が福岡で創業できる環境を形成することは、グローバル創業都市・福岡の実現だけでなく、多様で活力のあるまちづくりの促進にも寄与することから、必要性・公益性を有している。 ③当該補助金により、外国人創業者の福岡での創業、および事業拡大が促され、海外からの優秀な人材集積につながっており、今後も当該事業を継続することで効果が十分に期待できる。 ④公募のうえ、審査を経て交付を決定するため、公平性は保たれている。 ⑤海外からの有望な人材を集めるにあたり、補助金交付が最も効果の高い支出方法である。				
交付対象経費及び補助金の算定方法等	定率	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 （補助率）賃料の2分の1（補助上限額）住居：7万円/月、事務所：5万円/月			
（間接補助の場合）間接補助とする理由及び再交付先への配分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】				

交付状況等 【上段：交付件数】 【下段：決算】 （※1）	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度
	件	3 件	6 件	0 件
	2,475 千円	(2,640) 千円	2,864 千円	0 千円

前年度補助事業の主な実施概要	令和5年5月8日の新型コロナウイルス感染症の5類感染症への引き下げを受け、インバウンド数は増加した。それに伴いスタートアップ企業の創業者も順調に入国及び起業準備を行うことができ、4件の応募を受け3件に対して補助金を交付した。
補助金交付による効果	外国人創業者の福岡での創業、およびその事業拡大が促され、海外からの優秀な人材集積につながっている。

※1：金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として（）書きで記載しております。